



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F

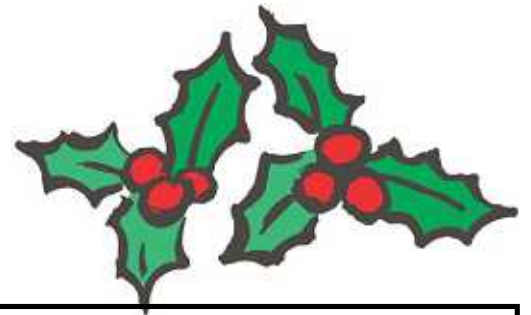
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2010年12月1日

トピックス 昨年度 残業代不払いでの是正支払総額は116億円超

全国の労働基準監督署が平成21年度中、残業代不払で是正指導した事案のうち、「1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案」についての集計が発表されました。

それにより、割増賃金の支払額は、1企業平均で950万円、1企業での最高額は12億円を超えていることなどが明らかになりました。



割増賃金の是正支払の状況

- ・ 是正企業数 1,221企業
- ・ 支払われた割増賃金合計額 116億298万円
- ・ 対象労働者数 11万1889人
- ・ 割増賃金の平均額は1企業当たり950万円、労働者1人当たり10万円
- ~ そのうち、1企業当たり1,000万円以上の割増賃金の支払が行われた事案 ~
- ・ 是正企業数は162企業で全体の13.3%
- ・ 払われた割増賃金の合計額は85億1,174万円です全体の73.4%

業種別等の状況

- ・ 企業数、対象労働者数、支払われた割増賃金額の全てにおいて製造業が最も多い
- ・ 1企業での最高支払額は「12億4,206万円」(飲食店)、次いで「11億561万円」(銀行・信託業)、「5億3,913万円」(病院)の順

対象事案は、平成21年4月から平成22年3月までの間に、定期監督及び申告に基づく監督等を行い、その是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金の支払が行われたもののうち、その支払額が1企業当たり合計100万円以上となったものです。

労働基準監督署の定期監督や労働者からの申告に基づき監督等が行われ、不払になっていた割増賃金の支払いを命じられた事案がこんなにあります。

労働基準法など法律をよく知らなかったために、不払い割増賃金の支払いを命じられたケースもあるでしょう。100万円以上支払った企業が1,200企業を超え、支払額が1企業平均で950万円という現状を踏まえると、企業側が知識を備え、適切に対応していくことが重要です。

平成22年4月1日から、労働基準法の改正により、割増賃金率の引上げ等が実施されています。この改正に対応した就業規則の改訂、労使協定の締結等の体制整備はお済みでしょうか？ 不安があれば、お気軽にご相談ください。



高齢者雇用安定法では、企業に「高齢者雇用確保措置*」を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高齢者の雇用状況を提出することを求めています。厚生労働省は平成22年6月1日現在の31人以上規模（約138,000社）の雇用状況を公表しました。

* 高齢者雇用確保措置……事業主は 定年の定め廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、のいずれかの措置を講じなければならないこととされています。なお、定年の引上げ、継続雇用制度の義務年齢は、現在は「64歳」ですが、この義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年4月には「65歳」に引き上げられることになっています。

高齢者雇用確保措置等の実施状況の概要

高齢者雇用確保措置などの実施状況

高齢者雇用確保措置を実施済みの企業の割合は、96.6%（前年比1.0ポイント上昇）。企業規模別にみると、「31～300人」規模の中小企業は96.3%（同1.0ポイント上昇）。うち「31～50人」の企業は94.4%だが、前年からは2.0ポイントと上昇が著しい。希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は、46.2%（同1.6ポイント上昇）。企業規模別にみると、特に中小企業での取り組みが進んだ。70歳まで働ける企業の割合は、17.1%（同0.8ポイント上昇）。企業規模別にみると、これについても、中小企業での取り組みが進んだ。

高齢者雇用確保措置の義務化後の高齢労働者の動向

60～64歳の常用労働者数は177万935人で、前年より21万6,717人（13.9%）の増加
65歳以上の常用労働者数は65万7,258人で、前年より5万1,720人（8.5%）の増加

定年引上げ等奨励金

雇用保険制度では、高齢者雇用確保措置等の普及を目的として、定年引上げ等奨励金（次の3種類）の制度を設けています。この奨励金の利用をお考えの際には、気軽に相談してください。

イ 中小企業定年引上げ等奨励金 雇用保険の常用被保険者数300人以下の事業主が、就業規則等により、65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止を実施した場合に、導入した制度に応じ一定額を支給。

ロ 高齢者等雇用モデル企業助成金 70歳以上まで働くことができる仕組み、又は65歳以上の定年等の制度を導入し、新たな職域の拡大、賃金・人事処遇制度の改善、又は高齢者の積極的な雇用をする事業主が計画の認定を受け、高齢者の雇用の確保のためのモデル性や地域における波及効果のある取り組みを実施した場合、当該取り組みの実施に要した費用の2分の1の額を支給。

ハ 高齢者雇用確保充実奨励金 事業主団体が、傘下企業を対象に「65歳以上定年企業等」及び「70歳まで働ける企業」の普及並びに高齢者雇用確保措置の完全実施及び高齢者雇用確保措置の定着・充実等を目的とした事業を実施した場合、当該事業に要した経費及び事業の成果に応じた額を支給。

あとがき つちはし事務所より

1. 最近、労働基準監督署がいろいろな事業所に調査に入っています。労働時間や、安全衛生等、色々な調査のポイントがありますが、会社にとってもっともリスクが高いのは残業代の不払い問題です。今回の調査結果でも最高1社12億(!)、平均でも1社950万円という高額な是正勧告がされていることが、明らかになりました。残業の問題は、労働時間や休日の見直し、賃金の支払い方の見直し、業務の見直しという3つの側面からのアプローチが重要です。場合によっては、労働時間や休日の見直しだけでも、不払い残業の問題が解決することがあります。残業問題が気になっている社長様は、早めにつちはし事務所までご相談ください。